

1. 不正行為調査委員会設置の経緯

本学の大学院教育学研究科博士課程後期に在学する学生（以下「大学院生」という。）が投稿した研究科の講座が刊行している紀要の論文について、研究活動に係る不正行為（盗用）が疑われるとの情報提供（平成30年7月13日及び同18日付け）がリポジトリを公開している図書館を介して通報窓口メールアドレスにて送付され、受理した。その後、本学の規則に基づき予備調査を行い、不正行為調査委員会による本調査の実施を決定した。

2. 不正行為調査委員会

1) 不正行為調査委員会の構成

山本 陽介	広島大学理事・副学長（研究担当）（委員長）
木原 康樹	広島大学副学長（研究倫理担当）
中條 和光	広島大学教育学研究科教授
一円 禎紀	比治山大学現代文化学部教授
小早川 久美子	広島文教女子大学人間科学部教授
有馬 比呂志	近畿大学工学部教授
増田 義憲	増田法律事務所 弁護士

2) 調査期間：平成30年10月19日から平成31年3月15日

3) 調査対象とした論文

大学院生が紀要に投稿し、2018年に刊行したA論文及び2017年に刊行したB論文

3. 不正行為調査委員会による調査の方法及び手順

調査対象の文献に関し、研究活動に係る不正行為（盗用）の事実を認めるに足る証拠の有無について、類似性等の精査を行ったうえで調査対象者への事情聴取を行った。

4. 調査の結果（不正行為の内容）

1) 認定

不正行為の認定の種別：盗用

不正行為に関与した者：大学院生（大学院教育学研究科博士課程後期）

関与の度合い：大学院生は単著2論文の作成に当たって単独で盗用を行った。

2) 理由

当該2論文を調査したところ、表1のとおり盗用と認めるに足る事実関係があった。

（表1）問題となっている箇所の態様と箇所数

	態様	A論文	B論文
1	外形上、酷似しているもの（「引用の明示がなく、引用文献に記載のない」、「節の記載が同じ」）	29	28
2	引用を試みた形跡はあるものの不十分な引用となっているもの	—	14

また、大学院生の先行文献の取扱いに関する考え方に研究者に通常求められるものとの乖離する部分があり、参考にした先行文献については「自分の文言に言い換えるといったオリジナリティが加わっていれば引用元は示さなくてもよい。」とし、「研究ノート」については出典の明示は必要でないとの独自の考えを有している。しかし、参考にしたと言いながら、実質的に先行文献をほぼそのまま引き写したにもかかわらず、引用の明示を行っていないという事例が多々見受けられ、また、「研究ノート」についても研究論文の範疇であり、出典を明示することは当然である。

これら問題となっている箇所を故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を果たしているかの観点から検討した。故意性については、大学院生の事情聴取における受け答えから伺われる限り、また、引用文献や参考文献に関する理解及び指導教員の証言からも、明確には認められない。研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を果たしているかについては個々の箇所を検討した結果、A論文については、外形上、酷似している29か所のうち26か所を「盗用」と判断した。B論文は、外形上、酷似している28か所のうち27か所を「盗用」とした。

また、B論文は、他に不適切な引用と見做される箇所が14か所に上る。これらを総体的に評価したとき、その量の多さ、また周囲の盗用とされる箇所の多さから、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」と言わざるを得ず、「盗用」の範疇に位置付けた。

このことから、盗用と認定した箇所は、A論文において26か所、B論文において41か所である。

なお、当該紀要の刊行規程において、編集委員会の査読がある旨規定されているにもかかわらず、実際の運用は、学外の投稿論文について査読を行い、学内からの投稿論文については査読を行わず指導教員の内容確認により質的担保をする運用となっていた。大学院生が、論文作成中に主任指導教員に対して投稿論文を執筆中であることを伝えず、また内容確認を求めなかったことにも問題があるが、主任指導教員は内容確認を行わず、結果的に当該2論文に対するチェックは機能していなかった。

3) 特定不正行為が行われた経費について

盗用を認定した当該2論文の作成過程において直接の因果関係が認められる経費の支出はなかった。

5. 本学がこれまでに行った措置の内容

当該紀要の刊行に至る一連の手続きの見直しと査読体制の是正、配布済みの当該論文を掲載した紀要の回収等を行い、広島大学学術情報リポジトリにおいて公開している当該2論文を削除した。

また、本案件の調査結果を受けて、大学院生を本学の規則に基づき懲戒処分（停学2か月）とした。主任指導教員の大学院生に対する指導上の責任については、広島大学職員就業規則に基づき、主任指導教員に対して人事処分を行った。（※主任指導教員については懲戒処分に該当しない処分内容であり、広島大学における職員の懲戒処分公表の指針に該当しないことを踏まえ、処分内容は非表示。）

6. 特定不正行為の発生原因と再発防止策

1) 発生原因

- ①不正行為認定者は論文作成の作法の理解が不十分で、独自の解釈を有していたこと。
- ②当該紀要の査読を含むチェックが機能していなかったこと。
- ③不正行為認定者と主任指導教員の間において投稿論文執筆について意思疎通が図られていなかったこと。

2) 再発防止策

- ① 大学院生の研究倫理教育の教材に本学の不正行為を事例として資料に追加する。
- ② 令和2年度に研究倫理教育を含む大学院授業科目を開講する。
- ③ 本学の研究科・講座等で発行している紀要等の定期刊行物については、編集委員会等による査読あるいは内容確認に加えて、剽窃防止ソフトによって確認を強化する。（学生の投稿を含む）
- ④ 当該紀要の刊行に至る一連の手続きを見直し、「研究倫理上のチェックリスト」を論文の投稿時に提出させ、学生については、申し込み時に主任指導教員の確認（主任指導教員の自著欄を設けた書類を添付）を経て執筆・投稿することとした。また、当該紀要への全ての投稿論文への査読（剽窃防止ソフトによる確認を含む）を実施する。